

令和 2 年度

農 第 (16) 号

令和 2 年度 小矢部市地籍調査業務

業 務 実 施 設 計 書

工 期

自 令和 2 年 7 月 27 日
至 令和 2 年 12 月 28 日

令和 2 年度

小矢部市

設 計 書

小矢部市 矢波 地内

令和 2 年度 小矢部市地籍調査業務

業務金

内 訳

農
第
(16)
号

業務
概要

地籍調査 E 1 工程業務 一式

地籍調査事業費算定簿 (A-1) 「地上法」 2020年度

消費税 10%

事業の種類						都道府県名	市区町村名
地籍調査事業一般 (外注)						富山県	小矢部市
1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	(周長) ² /面積: 周長 = 0 倍	
○							
甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	筆の形状	計画区から距離
						整形 不整形	
平坦	緩傾	中傾	急 1	急 2	急 峻	○	
農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I 大 II	
			○				

計画区コード	計画区名	計画区面積	区分	計画区 総筆数	一筆平均 面積	縮 尺	1/250	1/500	1/1,000	1/2,500	1/5,000	☆	筆の形状	(周長) ² /面積: 周長 = 0 倍
20201620901	矢波地区	0.39 Km ²	調査前 (E, H)	329	1,185	精 度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3	整形 不整形	計画区から距離
		計画区着手 年 度	調査後 (F, G)	筆	m ²	傾斜条件	平 坦	緩 傾	中 傾	急 1	急 2	急 峻	○	
		2020年度	329	1,185	視通条件	農 I	農 II	山 II	山 I	市 I	市 II	大 I 大 II		

工程略称	傾斜度 α	視 通 β	筆の広 狭 γ	筆の形 状 δ	精 度 ε	谷地田 Υ	連 乗 計	工程実施 面 積 (Km ²)	変化率	基準金額(円) (1Km ² 当り)	直接経費 (切捨・円単位)		換算 面積率	換算面積 四捨五入 小数2位	換算面積 未計上 小数5位	特 記 事 項 (特記係数事の内容)
											委託工程	直営工程				
C																
D																
F I																
F II-1																
F II-2																
G																
E	E															
	E 1							0.39					0.02	0.01		
	E 2															
	材料費															
H	H 1															
	H 3															
	H 2															
	複図費							(枚)								
委託工程	旅費															
	使用料及び賃借料															
	打合せ費															技師3回、技師補3回
	その他作業工程															
	諸経費 上段: 率 下段: 金額															
	※直接経費・諸経費 消費税相当額															
直営工程	成果検定費 消費税相当額															
	賃金等															
	報償費															
	使用料及び賃借料															
	精度管理費															
	備品費															
	需用費 (材料費)															
	需用費 (消耗品費等)															
旅費																
安全費																
(計 画 区 合 計)											円	円	換算面積	0.01 Km ²		

E1工程 工程基準額(円/km²)

調査地域(農地・林地)
 (山村境界基本調査の成果を活用した地籍調査)
 無し: 地元説明会
 無し: 関連資料整理
 無し: 住所不明所有者等の調査結果の整理

地区コード	20201620901
地区名	矢波地区
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)				%		③
(小計)							④=②+③

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④)		%		
(小計)					⑤

4. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④) × 安全費率		%		
(小計)					⑥

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計) (①+⑤+⑥)	

※上記2、需用費(材料費)は、需用費(消耗品費等)及び安全費を算出するための費用で、工程別基準額には含めません。
 算定簿AのE工程の材料費は、下記の内容で、基準額とは別に出力されます。

筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							
雑品費	所用材料費の(計)				%		
材料費合計							

令和2年度 小矢部市地籍調査業務仕様書

令和2年6月
小矢部市 農林課

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、小矢部市(以下「発注者」という)が山村境界基本調査の後続事業として実施する地籍調査事業について、発注者と受託先(以下「受託者」という)がそれぞれ行う業務内容及び業務分担を明確にすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、小矢部市における地籍調査事業の一筆地調査及び測量業務(以下「本業務」という)に適用する。また、本業務実施中に次の関係法令等が改正した場合は、発注者と受託者が協議し、業務を遂行すること。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書による他次の関係法令等に準拠する。

- (1) 測量法(昭和24年6月3日法律第188号 最終改正:令和元年6月14日法律第37号)
- (2) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号 最終改正:平成25年6月14日法律第44号)
- (3) 国土調査法施行令
(昭和27年3月31日政令第59号 最終改正:平成25年6月14日政令第184号)
- (4) 地籍調査作業規程準則
(昭和32年10月24日総理府令第71号 改正:平成28年4月12日国土交通省令第42号)
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準
(平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知 改正:平成29年2月20日国土籍第324号国土交通省土地・建設産業局長通知)
- (6) 基準点測量作業規程準則
(昭和61年総理府令第51号 最終改正:平成30年3月30日国土交通省令第43号)
- (7) 国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令
(平成22年10月12日国土交通省令第50号)
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
(平成14年3月14日付け国土籍第591号国土交通省土地・水資源局長通知 最終改正:平成28年8月22日国土籍第119号国土交通省土地・建設産業局長通知)
- (9) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知 最終改正:平成28年8月22日国土籍第127号)
- (10) 地籍図の様式を定める省令
(昭和61年11月18日総理府令第54号 最終改正:平成22年10月12日国土交通省令第49号)
- (11) 地籍簿の様式を定める省令
(昭和53年3月25日総理府令第3号 最終改正:平成14年2月20日国土交通省令第12号)
- (12) 地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例
(平成29年11月21日付け国土籍第279号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)

(13)地籍調査事業(外注)実施要領

(平成18年3月31日付け国土国第362号国土交通省土地・水資源局長国土調査課長通知)

(14)地籍調査成果電子納品要領

(平成29年4月地籍 201704-01 国土交通省土地・水資源局)

(15)小矢部市財務規則

(16)その他関係法令

(疑義)

第4条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項、又は本特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議し発注者の指示に従い業務を遂行すること。

(実施計画)

第5条 本業務を遂行するにあたり、受託者は次の書類を作成し発注者に提出すること。

- (1)実施計画書
- (2)工程表
- (3)着手届
- (4)管理技術者及び主任技術者選任届
- (5)管理技術者、主任技術者の経歴書及び資格証明書
- (6)その他発注者の指示する書類

(管理技術者及び主任技術者等)

第6条 受託者は、円滑且つ適切に業務を実施するため、適切な実施体制を整えること。

2 受託者において選任する管理技術者は測量士とし、地籍調査管理技術者^{※2}、地籍工程管理士^{※1}、又は地籍総合監理技術者^{※2}の資格を有する者とする。

3 受託者において選任する主任技術者は測量士とし、地籍調査管理技術者^{※2}、地籍工程管理士^{※1}、又は地籍総合監理技術者^{※2}の資格を有する者、或いは地籍調査に関し3年以上の実務経験を有する者とする。

4 一筆地調査における立会班長は測量士又は測量士補とし、地籍主任調査員^{※1}の資格を有する者とする。

5 本業務の作業従事者は、測量士、測量士補、地籍調査担い手技術者^{※2}の資格を有する者、或いは地籍調査に関し3年以上の実務経験を有する者とする。

※1 (公社)全国国土調査協会認定資格、※2 (一社)日本国土調査測量協会認定資格

(関係機関等への周知及び調整)

第7条 本業務を遂行するにあたり、発注者は書面により特定受託法人に本業務を委託したことを周知し、調査への協力を要請する。

(損害の補償)

第8条 本業務を遂行中に受託者が発注者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況を報告するとともに、発注者の指示に従う。

2 前条の損害賠償等の責任は受託者が負うこと。

(貸与資料)

第9条 本業務を実施する上で必要な資料等(発注者以外の第三者が管理する資料等含む)は、発注者より貸与する。

2 貸与資料について、本業務遂行上複製が必要な場合は、発注者の承諾を得て行うこと。

3 貸与された資料等及び第2項の複製品については、その重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理・取扱いを行うものとし、本業務の完了後或いは使用済みの場合は、発注者の照合を受け速やかに返却すること。

(協議及び報告等)

第10条 受託者は、本業務の作業段階毎に作業内容、作業手法等を発注者と協議し、協議結果を取りまとめた打合せ簿をその都度発注者に提出すること。

2 受託者は、業務実施期間中進捗状況等について、毎月報告書を発注者に提出すること。

3 工期内に完了した作業等について、発注者から成果等の一部の提出を求められた場合、受託者は速やかにこれに対応すること。

(成果の作成)

第11条 本業務の成果品については、「地籍調査成果電子納品要領」に基づき作成する。

(検査)

第12条 本業務の検査は、各工程の作業終了後、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」に基づき検査を行う。

2 発注者が行う発注者検査は、連続する工程大分類をまとめて実施することができる。

3 やむを得ない事由により、管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、発注者の工程管理者又は検査者の承認を得なければならない。

4 前項の定める検査において、発注者から本特記仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合、受託者は速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とする。

5 作業が完了し、前2項の検査に合格した成果品については、逐次納品をする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務において使用及び作成した成果品等は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可無く使用、複製、流用してはならない。

(守秘義務)

第14条 受託者は、本業務の遂行上知り得た全ての事項について、第三者に漏洩してはならない。

2 前項は、本業務完了後も適用する。

第2章 業務概要

(業務概要)

第15条 業務の概要及び貸与資料は、次のとおりとする。

(1) 矢波地区

実施区域	大字矢波の一部
実施範囲	別紙計画図のとおり
筆数	調査前 329筆 調査後 329筆
精度	乙2
調査面積	0.39K m ²
作業工程	一筆地調査(E1工程)
縮尺	1/2,500
傾斜区分	急傾斜地(2)
視通条件	山 I
周長 ² /面積	70.67 (5.25Km×5.25Km)/0.39K m ² 区分 I
筆の形状	不整形
測量法	地上数値法

(2) 貸与資料

平成29年年度山村境界基本調査に関する業務成果品 一式
(富山県小矢部市:ドローンレーザー測量)

第3章 一筆地調査

(作業内容)

第16条 本工程の標準作業及び発注者と受託者の作業分担は次のとおりとする。

(1) 作業計画・準備

① 作業進行予定表の作成

(2) 調査図素図等の作成

① 調査図素図、地籍調査票の作成

② 調査図一覧図の作成

(3) 単位区域界の調査

① 調査区域界の調査

(4) 地元説明会準備

① 関係者名簿作成

② 現地調査計画立案

工程小分類		準則	作業工程	作業内容	発注者	受託者	備考
番号	名称						
E1	作業準備		E1	作業打合せ	○	○	
			E1	打合せ簿の作成		○	
			E1	作業進行予定表の作成		○	
			E1	登記所・県等関係機関との調整	○		
E2	作業進行 予定表の作成	13条	E1	現地調査の計画立案		○	
			E1	現地調査計画案審査	○		
E3	単位区域界調 査	14条	E1	単位区域界調査	○	○	
E4	調査図素図等 の作成	15～18条	E1	調査図素図、調査図一覧図、地籍調査票の作成		○	
E5	現地調査の通 知	20条	E2	現地調査日程案作成		○	
			E2	現地調査通知書の発送	○		
			E2	現地調査通知書受領確認	○		
E6	標札等の設置	21条	E2	標札の設置(所有者に送付も可)	○		現地調査時に設置の場合、受託者は協力する。
E7	市町村境界の 調査	22条	E2	現地調査の通知	○		
			E2	現地調査	○	○	
			E2	境界標の設置	○	○	
E8	現地調査	23～36条	E2	作業日誌の作成		○	
			E2	境界標の設置 境界線の伐採(幅2m程度)			所有者が設置

			E2	筆界基準杭の設置		○	
			E2	所有者、地番、地目、筆界杭の調査	○	○	発注者同行
			E2	立会い状況の記録		○	
			E2	農地から農地以外の変更調書		○	
			E2	調査図等の整理		○	
			E2	地籍調査票への記入、署名押印		○	
			E2	代位登記	○		合併時の必要時
			E2	問題点等報告書		○	
			E2	境界確認不調個所調書		○	
登記所との協議				公図記載の土地の並びと現地との相違等	○	○	
E9	取りまとめ	5.6条	E2	一筆地調査工程管理(各工程)	○		
			E2	一筆地調査完了報告書(集計表)		○	
			E2	点検整理		○	
E10	実施者検査		—	実施主体検査	○		
E11	認証者検査		—	県検査	○		
再調査	再調査は1回 実施		—	再調査計画	○	○	
			—	現地調査の通知	○		
			—	現地調査	○	○	
			—	調査図等の整理		○	

(作業計画・準備)

第17条 受託者は、一筆地調査作業進行予定表を作成し発注者に提出する。

(土地の立入)

第18条 本業務の実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合は、発注者が発行する土地立入証及び受託者の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。また、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

(作業に関する業務報告)

第19条 受託者は、地籍調査業務実施中原則として、作業の進捗状況を随時、発注者の監督職員に報告する。

(調査図素図等の作成)

第20条 作業区域及び隣接地内の法務局備付け地図(以下、「公図」という)又は地図情報の電子データ(以下、「地図XMLデータ」という)と法務局の土地登記簿(以下、「要約書」という)又は登記情報の電子データ(以下、「法務局CSVファイル」という)を発注者が法務局に申請して取得する。

2 分筆登記等により地積測量図がある筆については、地積測量図の写しを取得する。

3 要約書又は法務局CSVファイルを基に地籍調査前データ(CSVファイル形式)及び調査前地番一覧表の作

成を行う。

- 4 前項の地籍調査前データ及び調査前地番一覧表は、発注者が相続及び不在者等の調査を行うために使用することから、受託者は作成後速やかに発注者に提出する。
- 5 地籍調査前データに使用する大字、字、地目及び所有者コードについては、発注者に確認し、発注者指示のものを使用する。
- 6 地籍調査票は、地籍調査前データに基づき作成する。
- 7 要約書又は法務局CSVファイルと公図又は地図XMLデータを用いて、調査図素図の作成を行う。
- 8 調査図素図を基に調査図一覧図の作成を行う。
- 9 公図又は地図XMLデータと要約書又は法務局CSVデータに不一致等の問題点があった場合は、一覧表を作成し、発注者に提出するとともに原因等調査する。

(地積測量図写し)

第21条 一筆地調査現地調査及び既存筆界点の調査を明確にするために、地積測量図写しを取得し、以下の地積測量図作成方法に区分してとりまとめる。

- (1) 測量が平板測量法等で、求積が図上三斜法で行われている。
(地積測量図記載辺長の最小値5cm又は10cm)
- (2) 測量が数値測量法であり、求積が図上三斜法で行われている。
(地積測量図記載辺長の最小値1cm又は1mm)
- (3) 測量が局地座標による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。
- (4) 測量が日本測地系による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。
- (5) 測量が世界測地系による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。
- (6) 測量が世界測地系(測地成果2011)による数値測量法であり、求積が座標法で行われている。

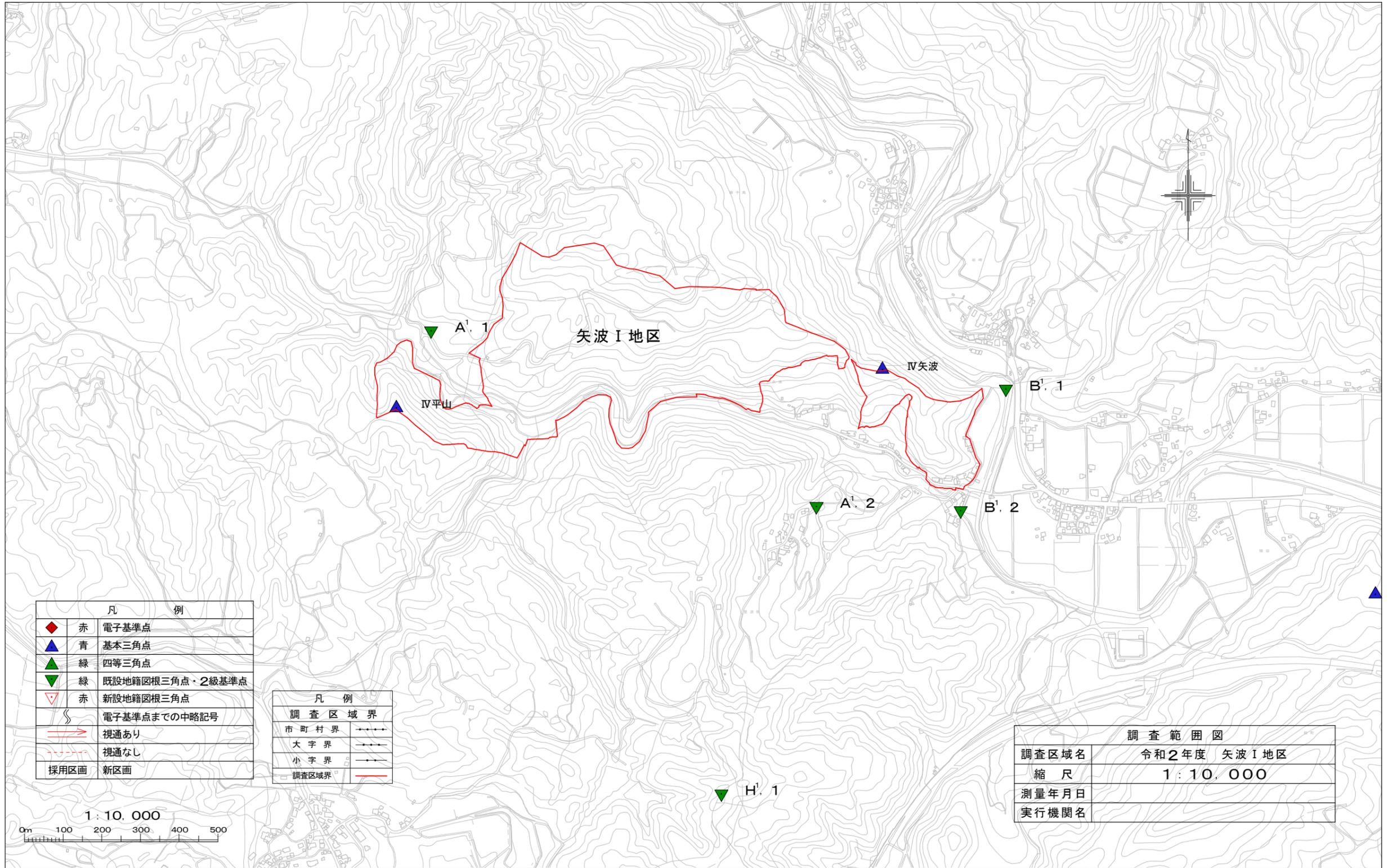
(単位区域界の調査)

第22条 受託者の主任技術者又は作業担当者は、発注者の監督員と単位区域界(調査区域界)について調査図素図を用いて現地調査を行い、調査結果について調査図素図に取りまとめる。

(成果品)

第23条 一筆地調査の成果品は次のとおりとする。

- (1) 公図転写図(閉鎖公図転写図含む)
- (2) 地図XMLデータ(地図印刷)
- (3) 地積測量図写図
- (4) 土地登記簿写(要約書)
- (5) 地籍調査前データ(CSVファイル)及び調査前地番一覧表
- (6) 調査図素図
- (8) 調査図一覧図
- (9) 地籍調査票



凡 例	
赤	電子基準点
青	基本三角点
緑	四等三角点
緑	既設地籍図根三角点・2級基準点
赤	新設地籍図根三角点
〰	電子基準点までの中略記号
〰	視通あり
〰	視通なし
採用区画	新区画

凡 例	
〰	調査区域界
〰	市町村界
〰	大字界
〰	小字界
〰	調査区域界

調査範囲図	
調査区域名	令和2年度 矢波 I 地区
縮 尺	1 : 10,000
測量年月日	
実行機関名	



Ⅲ 桜町